

洲本市認定地域クラブ認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等を求めることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、青少年の健全育成を主目的とした活動であること。

- ☐ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- ☐ 原則として活動場所が洲本市内にあること。
- ☐ 洲本市内に在住、在学の中学1年生から3年生を対象に含んでおり※¹、所属校・学年を問わず、希望により自由に加入・脱退できること。また、特定の生徒を対象としたスカウト又は選抜（セレクション等）を行わないこと※²。

※¹ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※² 部活動の地域移行は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の健全な心身の発達、学業、家庭生活の調和に配慮し、週2日以上休養日を設定し、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内となるよう努めること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること
- ☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、関係者への周知に努めること

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ☐ 営利を主目的とした活動ではないこと
- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮した、適正な会費・収支計画であること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）全員が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

- ☐ 安全管理及び生徒の見守りに十分なスタッフの配置に努め、関係者に対して明示すること
- ☐ 団体等は指導者の養成や資質向上及び指導者資格や審判資格の取得に努めることとし、教育委員会が指定する指導者研修（ハラスメント防止・安全管理等）の受講に努めること
- ☐ こども性暴力防止法の趣旨に基づき、すべての指導者について過去に子どもに対する性暴力や法令・規則等に基づく懲戒処分等の歴がないことを確認し、指導者全員からその旨の誓約書の提出を受けていること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ☐ 指導者及び参加生徒全員が、活動中の事故等に備え「スポーツ安全保険」等の損害賠償保険及び傷害保険に加入すること
- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ☐ 「緊急時の連絡体制」及び「危機管理マニュアル（事故・災害時対応）」を策定し、指導者、保護者、関係機関等とあらかじめ共有していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ☐ 次の内容を含む規約等^{※1}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 生徒の所属中学校と情報共有体制を確立し、学校教育活動の円滑な実施に向けて協力・連携すること
- ☐ 学校施設又は地域の公共施設を利用する際は、学校教育活動等を優先し、定められた利用調整ルールを厳守すること

- ☐ 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 洲本市から貸与された物品・備品については、善良な管理者の注意をもって管理し、目的外使用及び第三者への転貸を一切行わないこと。
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと

上記、要件を確認しました。

年 月 日

洲本市教育委員会

教育長

殿

団体名

代表者氏名